

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日に当たるときは、その翌日)

精神衛生法施行細則(昭和四十九年四月鳥取県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

目次

◆規則 精神衛生法施行細則の一部を改正する規則
◆告示 鳥取県行政書士会会則の変更の認可

保安林の指定の解除予定(六件)

規則

精神衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年六月三十日

鳥取県規則第三十八号

鳥取県知事 平林鴻

三

附則

- この規則は、昭和五十七年七月一日から施行する。
- この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に

精神衛生法施行細則の一部を改正する規則

別表の表中

を

に改める。

全額	二、九〇〇円	三、二〇〇円
	四、二〇〇円	四、六〇〇円
	四、九〇〇円	五、四〇〇円
	六、三〇〇円	六、九〇〇円
	七、八〇〇円	八、六〇〇円
	九、二〇〇円	一〇、一〇〇円
	一〇、六〇〇円	一一、七〇〇円
	一二、〇〇〇円	一三、二〇〇円
	一三、四〇〇円	一四、八〇〇円
	一七、〇〇〇円	一八、五〇〇円
	二一、一〇〇円	二二、三〇〇円
	二七、四〇〇円	二九、四〇〇円
	三三、六〇〇円	三六、六〇〇円
	三九、八〇〇円	四三、八〇〇円
	六五、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円

全額	二、九〇〇円	三、二〇〇円
	四、二〇〇円	四、六〇〇円
	四、九〇〇円	五、四〇〇円
	六、三〇〇円	六、九〇〇円
	七、八〇〇円	八、六〇〇円
	九、二〇〇円	一〇、一〇〇円
	一〇、六〇〇円	一一、七〇〇円
	一二、〇〇〇円	一三、二〇〇円
	一三、四〇〇円	一四、八〇〇円
	一七、〇〇〇円	一八、五〇〇円
	二一、一〇〇円	二二、三〇〇円
	二七、四〇〇円	二九、四〇〇円
	三三、六〇〇円	三六、六〇〇円
	三九、八〇〇円	四三、八〇〇円
	六五、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円

昭和57年6月30日 水曜日

鳥取県公報

二十九条の二第一項の規定により入院していた者であつて、施行日以後引き続き入院する者の施行日以後の入院に要する費用として徴収する額については、昭和五十八年三月三十一日までの間は、改正後の精神衛生法施行細則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告示

鳥取県告示第六百四十八号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十六条の二の規定に基づき、鳥取県行政書士会会則の変更を昭和五十七年六月二十五日認可したので、行政書士法施行規則（昭和二十六年總理府令第五号）第十八条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年六月三十日

鳥取県知事 平林鴻三

一 変更事項

1 行政書士の登録を受けようとする者が提出する書類から、国籍を証する書面を除いたこと。

2 行政書士会に提出した入会届の記載事項に変更を生じたとき提出する変更届に添付しなければならない写真の枚数を一枚から一枚に変更したこと。

3 行政書士がその事務所に掲げなければならない表札の記載を「鳥取

県行政書士会会員 行政書士（氏名）事務所」から「行政書士（氏名）事務所」に変更したこと。

- 4 行政書士会の会費の額を引き上げたこと。
- 5 その他所要の規定の整備をしたこと。

二 変更事項の施行の日
昭和五十七年六月二十五日

鳥取県告示第六百四十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年六月三十日

鳥取県知事 平林鴻三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八東町大字妻鹿野字唐戸一五四三、字方祖原一五七三の三、一六二一、一六二三、一六二四、一六二六、一六二七、一六三一、一六三二、一六三七から一六三九まで、一六四一（以上一三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地及び河川管理施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び八東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百五十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年六月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百五十号
次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年六月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡郡家町大字市場字石山口六五八、六五八の一、六五九（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百五十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。)

昭和五十七年六月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一

解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字口宇波字ヤトウジ五七〇、字下モ小谷六八六の三

(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

二

解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字口宇波字ヒル逾五六六の一、字ヤトウジ五六九、

字下モ小谷六八六の一(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

三

解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字口宇波字下モ小谷六八五(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第六百五十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示す

る。

昭和五十七年六月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一

解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町上萩山字滑鉄山所一七四九の二〇、一七四九の二三(以

上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部林課及び日南町

役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百五十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年六月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字東上字奥山一八八五の一九、一八九三の一六（以上

二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）